

令和6年度 高浜町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年6月19日作成

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための調達方針を定める。

2. 適用範囲

この方針は、高浜町の全組織を対象とする。

3. 調達物品等および目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

- ・ 物品（事務用品、食料品、小物雑貨等） 300千円
- ・ 役務（清掃業務、その他） 4,140千円

4. 調達の実施

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品・役務を確認のうえ、本庁各課へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

5. 調達実績および公表

調達実績については、会計年度終了次第速やかに集計し、町のホームページ等により公表する。

6. 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。